

対象となる方、法的根拠、検査項目等について

	対象	根拠法令	検査項目・回数等	備考
1	食品衛生法に基づく営業許可施設及び営業届出施設の従事者（容器包装に入れられた食品のみを取り扱う施設は除く）	食品衛生法第13条 生衛第166号 令和3(2021)年5月17日 栃木県保健福祉部長 食品等取扱者の検便実施について	○赤痢菌・サルモネラ菌 ア 営業許可施設 ① 観光地にある施設・・・年3回以上 ② 上記以外の施設・・・年2回以上 イ 営業届出施設・・・・年1回以上 ○腸管出血性大腸菌O157・・・全施設・年1回以上 ○ノロウイルス・・・全施設・必要に応じて実施	○食品衛生法第13条・・・「営業者は、保健所長から検便を受けさせるべき旨の指示があったときは従事者に検便を受けさせること。」 ○食品衛生法一部改正に伴い、令和3年5月17日栃木県では「食品等取扱者の検便実施について」を定め、通知した。
2	児童福祉施設・社会福祉施設職員	大量調理施設衛生管理マニュアル （平成29年6月16日）	○赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌・・・毎月1回以上 ○ノロウイルス・・・10月から3月までの間必要に応じ実施。	○大量調理施設衛生管理マニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用するが、児童福祉施設・社会福祉施設においても大量調理施設マニュアルに基づく衛生管理が指導されている。特に児童福祉施設は「調理従事者だけでなくすべての職員が連携を図りつつ」とされている。 ○「検便検査には腸管出血性大腸菌を含めることとし、10月から3月までの間には必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。」とされている。
3	学校給食従事者	学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準（平成21年4月1日）	○赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157 その他必要な細菌等・・・毎月2回以上	○検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157その他必要な細菌等について、毎月2回以上実施すること。
4	水道事業者	水道法第21条 水道法施行規則第16条 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（令和8年3月27日環水大管発第2603275～2603278号）	○赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、腸管出血性大腸菌（O157等）、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等・・・おおむね1年ごと	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、腸管出血性大腸菌（O157等）、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。 ○水道施設所在地近傍において腸管出血性大腸菌（O157等）感染症やノロウイルスが流行した場合や、対象とされる感染症の流行している地域に水道業務に従事する者が渡航した場合には、本人や本人と同居する者に対して発熱・下痢等がないことの確認を行うこと。発熱・下痢等の症状が見られる場合には、必要に応じて臨時の健康診断を行うこと。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。 ○水道法第21条第2項で定める健康診断に関する記録の保存期間は実施日から起算して1年間とされているが、記録がない状態を避けるため、少なくとも次の健康診断の結果が得られるまでは記録を破棄しないこと。